

平成 18 年 10 月 26 日

実証試験要領の改訂方針（案）について

[1] 実施体制の効率化について

（第 1 回 WG では、モデル事業を効率的に推進するために、ワーキンググループにおいて技術審査を行う等、検討・改善の余地があるのではないかと意見が出された。）

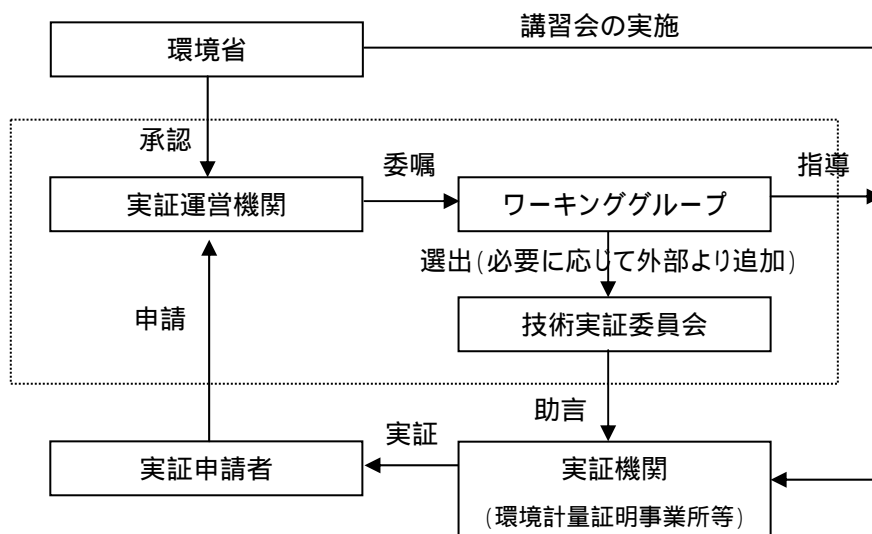
改訂方針案

WG において技術審査、計画書・報告書確認等を実施する。また、技術実証委員は WG の中から選出し、必要に応じて対象技術の専門家を外部より補充して構成する。

政令指定都市だけでなく一般の市でも実証機関が担えるよう検討する。

実証機関に民間企業が参入することを想定し、実証機関候補を対象に講習会を実施し、試験実施方法を周知する。実証機関は事前登録制とし、実証する技術内容や試験場所を考慮したうえで適切な機関を選定する。

実証機関が公益法人や特定非営利活動法人の場合は、実証申請者から手数料を直接受け取ることができるため、手続きを簡素化する。



[メリットと課題]

実証申請の受付が常時できる。また、実証申請者にとって効率的な場所での実証が可能となる。

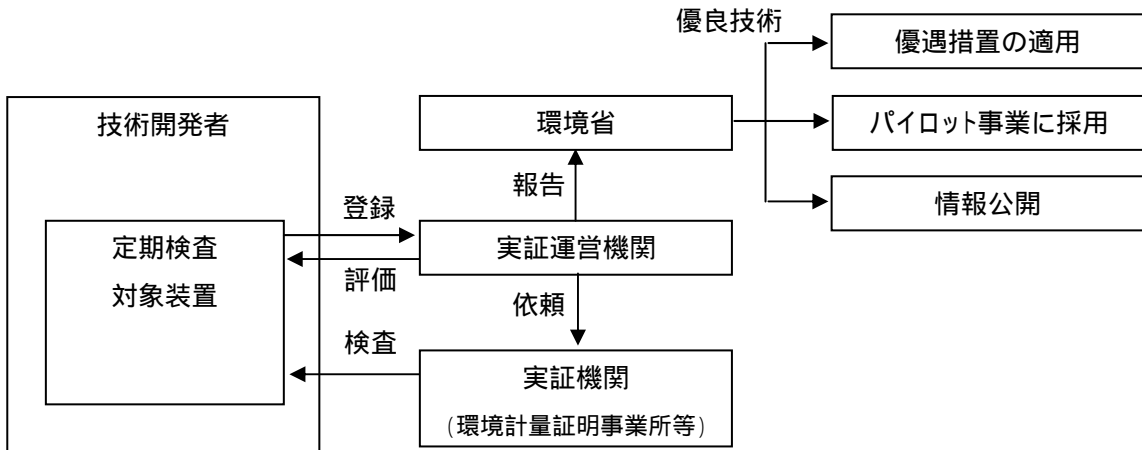
申請技術の審査基準、試験計画の内容、試験結果の内容等の統一化が徹底できる。

実証申請者が多くなった場合は、実証運営機関や WG の負担が大きくなり、逆に進行が遅延されることが懸念される。

[2] 実証済み技術のフォローアップ試験（定期検査）の実施方法について
 （第 1 回 WG では、実証済みの技術について、技術改良・改善の実証や報告の場、定期検査が必要ではないかとの意見が出された。）

改定方針案

実証申請者は技術実証後、定期検査対象装置を実証運営機関に登録し、年 1 回程度を目途に簡易的な定期検査を実施する。検査項目は、対象装置に適した最低限の項目を設定する。結果が優良な技術に関しては、優遇措置やパイロット事業への採用等について検討する。結果はデータベース化し、広く情報公開する。

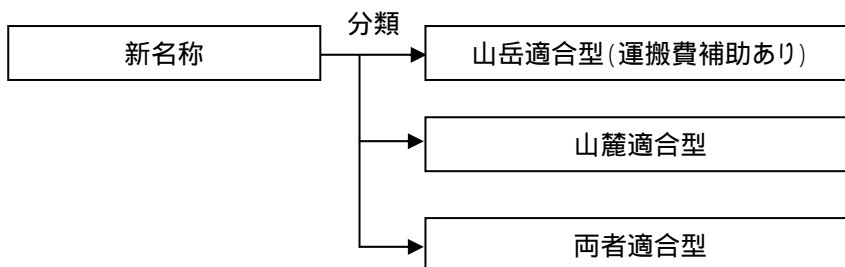


[3] 実証試験の費用負担のあり方について

（第 1 回 WG では、技術分野の名称変更案については、対象技術の範囲は広がるのでよい。ただし、厳しい山岳地で実証する場合は、申請者の費用負担が大きくなってしまいうため、あり方を検討する必要があるとの、意見が出された。）

改定方針案

技術分野の名称を変更すると同時に、その下位に「山岳適合型」、「山麓適合型」、「両者適合型」の三つの技術分類を設定する。申請者がどれを希望するかを確認して実施する。車道等が整備されていない山岳地域で実証試験を行う場合、装置の運搬費等に対する補助制度等を検討する。



[4] 補助制度や自然環境政策との連携方法について

(第1回 WG では、自然エリアにおけるトイレ整備の実態、稼働状況や市場ニーズ等を把握すべきではないかとの意見が出された。)

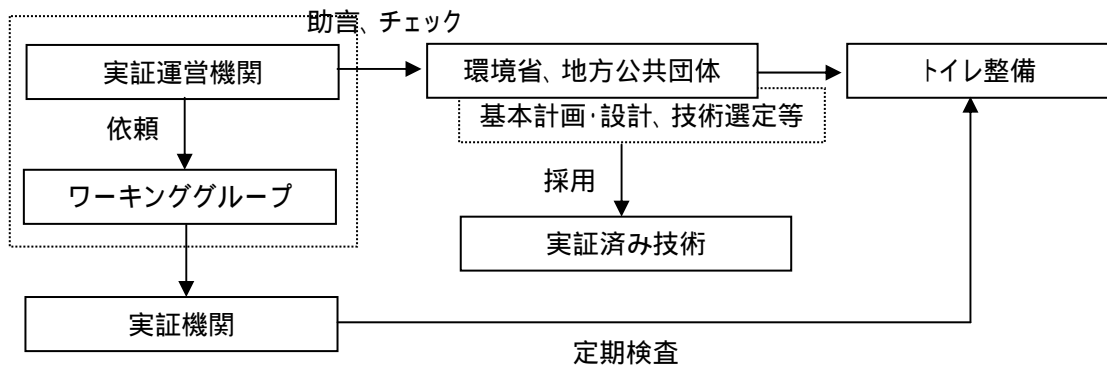
自然エリアにおけるトイレ整備を促進するための現況調査を行う必要がある。

自治体がトイレ整備の必要性を認識することが重要であり、そのための方策づくりが今後最も重要な課題である。

「山岳環境浄化・安全対策事業費補助制度」に似た制度を、自然エリア(山麓等)まで拡大展開するには、その必要性をデータで訴える必要がある。その必要性を訴えられるのは、自然エリア(山麓等)の公共トイレの管理を行っている市町村であるため、市町村への将来希望計画の有無も含めた調査が望まれる。

今後の事業展開としての「設置者アンケートの実施」(案)は、過去に実施した類似アンケート結果等を踏まえて行う必要がある。

環境省が実施する事業で採用する場合、または、補助対象となる場合は、対象技術の導入方法や基本計画・設計内容等を実証運営機関もしくはWG が関与して、助言やチェックできることが必要である。



[5] その他

ソーラー発電設備、ポンプ、雨水利用、ポンプ(手動を含む)、換気装置など、各種のトイレ設備と組み合わせる付帯設備の実証方法を検討する。

対象を自然エリア全体に拡大させる意義と山岳トイレ問題の関係を整理しておく必要がある。

「山岳トイレ技術」から「非放流式トイレ」への名称変更は有効と考えられるが、数多くある山小屋の実態を見た場合、この方式では直ちに対応困難な小屋もある。そのため「非放流型」を主体としながらも、これ以外のし尿処理技術でも参加可能となる余地は残しておいた方がよい。

実証事業の成果、実証試験結果の周知、および試験結果の効果的活用方法を検討する必要がある。